

(報告) 時代が要請する新たな課題への対応状況

資料4

規制見直し一覧

平成26年7月17日

電力安全課

(網掛けは、対応済みのもの。)

項目名黒塗りは新たに規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に記載されたもの。)

課題項目	具体的内容	措置時期 又は期限(閣議決定等で求 められている期限)	対応状況の内容
<再生可能エネルギー全般>			
1. 再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化	再生可能エネルギー発電設備について、第二種電気主任技術者の確保が困難であるとの意見を踏まえ、第二種電気主任技術者の確保を容易とすべく検討し、結論を得る。	平成25年度検討結論、結論を得次第措置	前回の電力安全小委員会(第5回)で審議。平成26年3月31日HP公開済み。
<太陽電池発電>			
2. 電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討	①パネルとパワーコンディショナーの点検頻度については現状(2回以上/年)のままとする。 ②全量買取制度での設備形態において新たに点検頻度を設定する必要がある太陽電池発電所用の変電設備については、基本的に他の変電設備と同一機器であり信頼性に差がないため、他の変電設備と同様の点検頻度(1回以上/1~3ヶ月)が必要と考えられる。しかしながら、全量買取制度の導入の経緯の中で、その扱いに混乱が生じているため、周知期間及び準備期間を確保するため、平成26年3月末まで適用を猶予する。 ③一方で、太陽電池発電所における変電設備と相当規模の変電設備の調査から、太陽電池発電所の変電設備について、適切な点検頻度の在り方を平成25年内に再検討し結論を得ることとしたい。検討に際しては、他の変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。	① 平成25年度措置 ② 平成25年度措置 ③ 平成25年内検討結論、結論を得次第措置。	①措置済み ②措置済み ③平成26年3月31日告示改正により措置済み。
<水力発電>			
4. ダム水路主任技術者の許可選任範囲の見直し及び水力発電所のダム水路主任技術者選任における統括事業場の設置	ダム水路主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる制度(許可選任)の対象範囲について、事業者の意見を踏まえ、発電出力区分の上限値について見直しを行う。 また、法令上の用語である「直接統括する事業場」について、どのような場合に複数の水力発電所を統括する事業場と認め得るかの基準を明確化し、その認定を容易とする。		今回の電力安全小委員会(第6回)で審議。
5. 小規模ダム水路主任技術者選任の柔軟な検討	ア) 土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とすべく検討する。 イ) 500kW未満の水力発電所については、大臣の許可を受けることにより、免状交付を受けていない者からダム水路主任技術者を選任できる。今後は、農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うこととする。	ア) 平成25年度内措置。 イ) 平成25年度内措置。	ア) 平成26年3月31日告示改正により措置済み。 イ) 平成26年3月31日内規改正により措置済み。

6. 多目的ダムにおける電気工作物規制適用の見直し	河川法第 17 条の規定に基づき、関係者で協議して管理の方法を別に定めている場合であって、発電を行う者（電気事業者等）が主たる管理者でない場合については、要望者からのヒアリング等を行い、電気事業法の手続の簡素化等を検討し結論を得る。	平成 26 年度検討・結論	今後事業者からのヒアリングを行い、検討を進める予定。
<地熱発電>			
7. ボイラー・タービン主任技術者の選任範囲の見直し	出力が 300kW 未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸化水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸収式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータ等を収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討する。 また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。	バイナリー発電設備については平成 25 年度検討結論、結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始	前回の電力安全小委員会（第 5 回）で審議。平成 26 年 5 月 20 日告示改正により措置済み。 また、フラッシュタイプに係る許可選任要件の緩和については、平成 25 年 9 月 27 日付け内規改正により措置済み。 小型のフラッシュタイプ等の発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査を不要化することについては、本年度検討予定。
<その他火力発電>			
8. 溶接安全管理検査（火力設備）制度の縮小	火力発電設備におけるボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に関して、設置者に課せられている溶接事業者検査及び溶接安全管理の内容の見直しにつき、設置者及び製造者の負担軽減に資するよう、設置者、製造者、専門家等の意見を踏まえつつ検討し、結論を得る。	平成 25 年度検討結論、結論を得次第措置	前回の電力安全小委員会（第 5 回）で審議。平成 26 年 6 月 30 日内規改正により対応済み。
9. 火技解釈の見直し（国際整合化等）	火技解釈の安全率を 4.0 から 3.5 に見直す。 また国際整合化の観点から、火技解釈への海外規格の取り入れについても検討を行う。		火技解釈に規定する安全率を 4.0 から 3.5 に見直す。 また、海外規格との国際整合化については、次回の電力安全小委員会（第 7 回）で ASME 規格の取り込みについて審議予定。また、EN 規格についても ASME 規格の取り込み後、できるだけ早期に取り込むように検討を行う。
<風力発電>			
10. 洋上風力発電に関する諸規制について整理・検討	洋上風力発電に関する制度環境を整備すべく、建築基準法、電気事業法その他の関係法令上の取扱い等、諸規制の適用のあり方について整理・検討する。	平成 23 年度中に検討開始	平成 23 年度、技術的面的について検討開始。平成 24 年度度も引き続き調査をした。第 2 回電安小委（平成 25 年 3 月 19 日）において、進捗報告済。 また、浮体式洋上風力発電については、建築基準法を適用除外とし、船舶安全法を適用とする方針が国交省で決定されたこと等を受け、「発電用風力設備の技術基準の解釈」の改正を平成 25 年 7 月に行った。
11. 風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し（構造審査の一本化）	風力発電設備（洋上風力発電設備を含む）に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。 なお、審査の一本化の検討に際しては、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）1. ③再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し）に基づき、建築基準法における評価基準の妥当性に関する検討結果を踏まえた整理を行う。	平成 24 年度検討・結論、結論を得次第措置	電力安全小委員会の下に「風力発電設備構造強度ワーキンググループ」を設置し、電気事業法への審査一本化の具体的方策について検討した結果、電気事業法への一本化は可能であるとの結論を得た。第 2 回電安小委（平成 25 年 3 月 19 日）においても、ワーキンググループでの結論が了承された。 現在、発電用風力設備の技術基準の解釈（内規）の改正に向け、パブリックコメント実施中。平成 26 年 4 月 1 日に改正・施行済み。また、審査マニュアルの策定や職員への研修等を行った。

＜その他＞			
12. 高圧一括受電するマンションの高圧部分に関する年次点検	<p>①停電を伴わない点検方法の有無について、専門家の意見も踏まえ、技術的検討を行う。</p> <p>上記の検討の結果、その実現が困難である場合には、御要望の趣旨に沿うように、要望者からの技術的アイデア等を踏まえ、点検間隔の延伸等の可能性について検討を行う。</p> <p>②高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の受変電設備に対する停電点検について、3年に1回とできる詳細要件を、専門家や事業者の意見を踏まえて明確化する。</p>	<p>①平成25年度検討結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>②平成25年度上期措置</p>	<p>①前回の電力安全小委員会（第5回）で審議。無停電点検が可能となる4要件を明らかにした。なお、無停電点検の周期の延伸については、事業者からのデータ等も踏まえ、今後検討する予定。</p> <p>②平成25年9月30日付け当省ホームページ上で公表。措置済み</p>
13. 燃料電池自動車からの一般住宅等への給電（V2H）の実施に向けた電気事業法の整備	燃料電池自動車を活用して一般住宅等への給電を行う場合において、安全性に関する技術的検証を踏まえ、一定の出力未満の場合は燃料電池自動車を小出力発電設備（一般用電気工作物）として位置づける検討を行い、必要に応じ法的環境整備を行う。	平成25年度検討結論、結論を得次第措置	前回の電力安全小委員会（第5回）で審議。現在省令・内規改正作業中。
14. 次世代自動車の屋内連携に関する基準の整理	<p>電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車を電源として屋内配線に連携することについて、現行規制・基準との関係を整理する。必要に応じて、技術基準省令や解釈の見直しを行う。</p> <p>＜残された課題＞</p> <p>燃料電池車及びプラグインハイブリッド車の原動機部分を稼働させたまま屋内連系する際に、当該原動機部分が電気工作物となるのか、また電気工作物になる場合には、技術基準を満たしているのかを明確にしてほしい。</p>		<p>電気設備の技術基準の解釈の改正を行い、電気自動車等から家屋等に電気を供給する際の基準を明確化した。平成24年6月29日公表・施行。</p> <p>残された課題については、プラグインハイブリッド車の原動機については、法令的整理が済み、道路運送車両法に適合していれば電気事業法の技術基準にも概ね該当していることが確認された（ただし、使用の際の換気に関する規定については道路運送車両法で規定されていないため、使用の際には換気を行うよう、事業者及び国から注意喚起を行う必要がある）ため、その旨上記13の省令等改正とあわせて、周知する予定。</p>
15. 公害防止関係法との不整合の是正	騒音規制法及び振動規制法における届出事項が電気事業法と一部不整合があるため、整合化を図る必要がある。		平成26年5月29日省令等改正により措置済み。
16. 2引込みに係る保安上の措置の検討	電気事業法上、平成24年4月より1構内2引込みが可能となったことを受け、2引込みにあたって遵守すべき技術基準を含む保安上の措置の検討を行う。		昨年度委託調査を踏まえ、現在検討中。
17. 外部委託制度における電気管理技術者及び保安業務従事者の資格要件（実務経験年数）の検討	受託設備をそのリスクに応じて区分し、小規模かつ定型的なキュービクル式受電設備など、リスクが小さいと見込まれる機器には、第三種電気主任技術者で5年の実務経験を求めないなど、必要実務経験年数の合理化を図ることを検討する。	平成25年度検討結論、結論を得次第措置	前回の電力安全小委員会（第5回）で審議。平成26年5月30日内規改正により措置済み。
18. 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入②（使用中の電気機器等の処理促進のための仕組み）	使用中の微量PCB含有電気機器（以下、「使用中機器」という。）について、使用中機器を所有する事業者等を含む官民連携の下、環境省による評価が終了した課電自然循環洗浄法等の浄化技術を使用してPCBを無害化する場合の、環境保全と電気保安を確保した浄化手順の明確化を図る。また、使用中に無害化処理した機器の電気事業法令上の取扱いの明確化及び廃棄段階での処理済機器の廃棄物処理法令上の取扱いの明確化を図る。	平成26年度措置	環境省・事業者と今後調整を進める予定。